

釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢社会を迎えての施策の充実と保健、福祉、医療の一体的な福祉施策を推進するため、市の高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の策定に関し、広く市民からの意見、要望等を求め、これら計画に反映させ、及び高齢者等の福祉の向上を図るため、釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の設置目的に掲げる計画策定に係る基本的事項に関し、協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、市長が関係団体等からの推薦を得た者及び公募市民の中から選定された者について委嘱する30名以内の委員で組織する。

- (1) 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。
- (3) 委員長は、委員会を主宰し、会議の議長となる。
- (4) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する順序により、副委員長がその職務を代理する。
- (5) 委員会に、会議の必要に応じ、部会を設けることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部介護高齢課において行う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この要綱施行の日以後の最初の委員会は、第3条第2号の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

- 3 この要綱に基づいて最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この要綱施行の日以後の最初の委員会は、第3条第2号の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。
- 3 この要綱に基づいて最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の日以後の最初の委員会は、第3条第2号の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。
- 3 この要綱に基づいて最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。